



上富田町告示第141号

下記要綱を公布する。

令和8年9月29日

上富田町長 奥 田 誠



記

1. 上富田町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付要綱

上富田町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付要綱

（ 令和 8 年 9 月 2 9 日 ）
要綱第 4 8 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により経済的な影響を受けている町内に事業所のある介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所の負担を軽減し、事業の継続と経営の安定化を図るため、事業者を上富田町社会福祉施設物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、上富田町補助金等交付規則（平成 26 年規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第 2 条 支援金に係る事務局は、介護サービス事業所等については長寿課、障害福祉サービス事業所については福祉課がそれぞれ必要な事務を行う。

（交付対象者）

第 3 条 支援金の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（1） 令和 8 年 9 月 1 日において、町内に所在するア、イのいずれかの施設又は事業所（以下「施設等」という。）を運営している開設者又は指定事業者であること。

ア 介護サービス事業所等

次のいずれかの事業を運営する施設・事業所とする。ただし、共生型サービスに該当する場合は、ア、イの事業所のいずれかを申請する場合に限る。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（単独型又は併設型に限る）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス又は通所型サービスに限る）

イ 障害福祉サービス事業所

和歌山県知事が指定する次のいずれかに該当する施設・事業所とする。

ただし、共生型サービスに該当する場合は、ア、イの事業所のいずれかを申請する場合に限る。

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所（単独型又は併設型に限る）、施設入所支援、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（日中サービス支援型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

（２） 本支援金の申請日において、施設等で運営する事業の実態があること。

（３） 事業継続の意思がある者であること。

（不交付要件）

第４条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（法人にあっては、その役員が次の各号のいずれかに該当する場合を含む。）に対しては、支援金を交付しない。

（１） 交付申請する施設等で運営する事業において、既に本支援金の交付を受けた者。ただし、第８条第３項の規定による再度の交付の決定を行う者を除く。

（２） 上富田町暴力団排除条例（平成２３年条例第２０号）第２条第３号の暴力団員等又は同条第１号の暴力団若しくは同条第２号の暴力団員と密接な関係を有する者

（３） 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者

（４） 前３号に掲げる者の他、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が認める者

（支援金額）

第５条 支援金の額は、別表のとおりとする。

（支援金交付の申請）

第６条 支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、施設ごとに上富田町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付申請書（別記第１号様式）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請者が複数の施設等の開設者である場合、１つの申請で足りるものとし、その場合、申請する施設等ごとに別紙を作成し、添付しなければならない。

（交付申請の期間及び添付書類等）

第7条 支援金の申請期間は、令和8年10月1日から令和8年12月25日までとする。

2 前条に規定する支援金の交付申請書に添付すべき書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 誓約書（別記第2号様式）

(2) 役員名簿（申請者が法人の場合のみ）（別記第3号様式）

(3) その他町長が必要と認める書類

（支援金の交付の決定）

第8条 町長は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、当該申請に係る支援金の交付が本要綱その他関係法令等で定めるところに違反していないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を確認し、支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに上富田町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項に修正を加えて支援金の交付の決定をすることができる。

3 町長は交付の決定の後に申請者の責によらない事由により交付の決定の変更をする事由が生じたときは、再度の交付の決定をすることができる。

（実績報告及び額の確定）

第9条 この支援金の実績報告は、規則第12条の規定にかかわらず、第6条に規定する支援金の交付の申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 この支援金の額の確定は、規則第13条の規定にかかわらず、前条に規定する支援金の交付の決定により当該支援金の額の確定を行ったものとみなす。

（請求書の省略）

第10条 この支援金の交付請求は、規則第15条の規定にかかわらず、第8条に規定する交付金の交付の決定を申請者に通知した日に、申請者から請求書の提出があったものとみなす。

（申請書類の保管）

第11条 申請者は、支援金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等を支援金の交付を受けたのち5年間保管し、町長から提出の求めがあった場合はこれに応じなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 申請者は、交付の決定が行われるまでの間、当該申請を取り下げることができる。

（支援金の交付）

第13条 町長は、第8条の規定による交付の決定後、申請者に対して支援金を速やかに交付するものとする。

2 町長は、第8条第3項に規定による再度の交付の決定を行った場合において、再度の交付の決定を行った額と既に支払った額に差がある場合は、その差額を交付することができる。

(決定の取消し)

第14条 町長は、申請者（法人にあってはその役員を含む。）が第4条に規定する支援金の不交付要件に該当することが判明したとき、又は支援金の交付の決定内容に付した条件その他法令若しくはこれに基づく町長の処分に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第15条 町長は、第8条第3項の規定により支援金の減額による再度の交付の決定をした場合、又は前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合には、申請者の当該減額又は取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第16条 町長は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に対して報告をさせ、又は町職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(申請内容の情報提供)

第17条 町長は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国や県などの公共機関に対し、個人情報を含む申請の内容を提供することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（要綱第5条関係）

施設類型			単価
介護サービス事業所等	通所系 （多機能型のうち 宿泊サービス利用 定員）	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	14,000 円/定員
	通所系 （上記以外）	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	8,000 円/定員
	入所系 （介護保険施設・食費国支援対象）	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護（単独型又は併設型に限る）	4,000 円/定員
	入所系 （介護保険施設以外・食費国支援対象）	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	7,500 円/定員
	入所系 （介護保険施設以外・食費国支援対象外）	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	16,500 円/定員
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	16,500 円/事業所
	居宅介護支援	居宅介護支援	5,000 円/事業所

障 害 福 祉 サー ビス 事業 所	通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労選択支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	6,500 円/定員
	居住系	共同生活援助、短期入所（単独及び併設型に限る）	10,500 円/定員
	入所系	施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	13,000 円/定員
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	6,500 円/事業所
	相談系	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援	3,000 円/事業所

別記第 1 号様式（要綱第 6 条関係）

上富田町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付申請書

令和 年 月 日

上富田町長 様

申請者住所	
フリガナ	
申請者名称 (個人事業者の場合は空欄)	
フリガナ	
役職名及び代表者名 (個人事業者の場合は氏名)	
連絡先電話番号	
フリガナ	
担当者名	
日中連絡先	
メールアドレス	

上富田町社会福祉施設物価高騰対策支援金の交付について、上富田町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 支援金交付申請額 金 _____ 円
- 2 関係書類

①支援金交付申請書の別紙（個票） ②誓約書（別記第 2 号様式）

③役員名簿（別記第 3 号様式）
- 3 振込先金融機関口座

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			

別記第 2 号様式（要綱第 7 条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

（該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。）

記

- ☐ 上富田町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める交付対象者です。
- ☐ 上富田町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 20 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- ☐ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者ではありません。
- ☐ 審査の必要に応じ、申請内容について関係機関に情報の提供や照会等を行うことに同意します。
- ☐ 要綱第 4 条に規定する不交付要件に該当することが判明した場合、要綱第 14 条に基づき、交付の決定の全部又は一部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。
- ☐ 提出書類の記載事項に虚偽があった場合は、支援金を一括返還します。

上富田町長 様

令和 年 月 日

法人名（個人事業者の場合は空欄）

役職名及び代表者名（個人事業者の場合は氏名）

別記第 3 号様式（要綱第 7 条関係）

※法人の場合のみ

役 員 名 簿

法人名称	
------	--

役職名	フリガナ 氏 名	住 所	生 年 月 日

※法人の登記事項証明書に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

※収集した個人情報については、社会福祉施設物価高騰対策支援金に係る事務についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、必要と認める場合は、本役員名簿について、警察当局へ照会又は提供することがあります。

別記第 4 号様式（要綱第 8 条関係）

上富田町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

上富田町長

令和 年 月 日付で交付申請のあった、上富田町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付申請については、上富田町補助金等交付規則（平成26年上富田町規則第 9 号）第 5 条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同条第 3 号の規定により通知します。

支援金交付決定額 _____ 円